

大垣市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に
係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定めた機関による技術的審査)

第2条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項の規定による基準に適合していることについて、次に掲げる機関(以下「市長が定めた機関」という。)による技術的審査を受けることができる。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。)

2 市長が定めた機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項の規定による基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を認定申請者に交付するものとする。

(市長が基準適合を確認する書類)

第2条の2 市長は、法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることについて、次に掲げる書類により確認するものとする。

(1) 前条に定めた機関が交付する適合証

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級5)に適合している場合に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。)

- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（BELS 評価業務実施指針に基づく、一戸建ての住宅にあってはNearly ZEH 以上、共同住宅等においてはZEH-M Oriented 以上及び非住宅建築物にあってはZEB Oriented 以上の場合に限る。）

（市長が必要と認める図書）

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証
- (2) 前条第2号の設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあっては、その写し
- (3) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第1の1（2）へに該当する場合にあっては、前号の規定により市長が定めた機関（登録住宅性能評価機関に限る。）が交付する適合証を添付する場合を除き、登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書の写し又は同法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。）4の(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等
- (5) 前条第3号に定めた評価書により審査を受ける場合にあっては、その写し

（市長が不要と認める図書）

第4条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 前条第3号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、当該基準に適合することの確認に必要な図書
- (2) 前条第4号の規定により認定書等の写しを添えたものにあっては、当該基準に適合することの確認に必要な図書

(建築確認申請書等)

第5条 申請者は、法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)は、計画通知取扱申請書(第1号様式)を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正1通及び副1通とする。

(計画通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書(第2号様式)を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第7条 市長は、前条で通知した建築物に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合には、構造計算適合性判定に準じた審査(以下「適判に準じた審査」という。)を行うよう求めるものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の交付を受けた場合はこの限りでない。

2 申請者は、前項の適判に準じた審査を受けた場合は、その結果(以下「審査結果通知書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、その写しを提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理した場合は、前条の通知にこれを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第8条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書(第3号様式)により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(第4号様式)により申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第10条 認定建築主は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)の変更(省令第44条の規定による軽微な変更に限る。)をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届(第5号様式)正1通及び副1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、次条第1項に規定する軽微変更該当証明書に係る申請を行う場合は、この限りではない。

(軽微変更該当証明書の交付申請等)

第10条の2 省令第46条の2の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を市長に求める者は、軽微変更該当証明書交付申請書(第5号様式の2)正1通及び副1通に、それぞれ当該計画に係る省令第43条第2項に規定する通知書又はその写し並びに省令第41条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、軽微な変更該当していることを確認した場合は、軽微変更該当証明書(第5号様式の3)により通知する。

(申請の取下届)

第11条 法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定又は省令第46条の2の交付を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(第6号様式)正1通及び副1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定又は交付申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第12条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(第7号様式)により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の報告には、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届(第8号様式)正1通及び副1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者
(報告の徴収)

第14条 法第56条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書(第9号様式)により行うものとする。
(改善命令)

第15条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(第10号様式)により行うものとする。
(建築取りやめ申出書)

第16条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(第11号様式)により行うものとする。

2 前項の申出には、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。
(認定取消し)

第17条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書(第12号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。